

市町村合併を考えよう

№ 17

二月十七日から三月六日にかけて、町内三十三カ所で市町村合併地区別懇談会を行いました。会場によつては八人〜八十人と幅があり、全体で七三二人の参加がありました。また、参加者の多くは男性がほとんどで、若い人や女性の参加が少なかつたように思われます。各会場から出されました共通的な意見、要望等主な項目は次のとおりです。

○合併した場合、自立の場合の財政シミュレーションはどうなるのか

現在の国、地方の財政状況下、経済状況下において、財政シミュレーションの作成に用いる数値があまりにも不安定、また予測しがたい状況にあります。これから先の展望を視野に入れ、広範な視点、角度から当町におけるシミュレーションを今後の推移を見ながら作成することになっていきます。

○住民が知らないうちに、なぜ四市町村での協議になったのか

今回の市町村合併は、長野県では枠組みを示しませんでした。

あくまで市町村の独自の判断でということであります。

しかしながら、今日の地方自治体を取り巻く情勢下では、市町村合併という課題を避けて通る訳にはいきません。この重大な課題への取り組みに遅れないために、合併問題に対する住民の意向確認を早めに行う必要があるとの考えによりアンケートを実施したものです。

その結果、住民が一番多く望んでいる回答を重視するべきとの判断から、平成十四年三月十九日に佐久市との合併研究会をスタートさせたものです。

その後、七月三日に浅科村が加わり、八月二十六日には御代田町が加わり、現在の四市町村による任意合併協議会の形態となりました。

○佐久町・八千穂村との協議はしないのか また、その場合のメリット・デメリットが不明である

南佐久郡の合併問題については、一本化は困難という判断から北部三町村、南部五町村の二ブロックに分けて検討を進めるということになり、平成十四年二月一日に北部三町村による市町村合併検討会を発足させました。そして同時期に実施したアンケート結果を基に、佐久市との合併研究会を立ち上げ、これと並行して北部三町村では今まで六回にわたり検討会を開催してきました。



昨年三月より佐久市外の合併の枠組みへの加入を働きかけ、七月三日の三市町村による準備会の立ち上げについても、佐久

町・八千穂村へは当町が先に三市町村での協議を開始することを伝え、両町村から了承を得て準備会がスタートしました。その後、今日までの間、再三にわたり両町村へは現在の任意合併協議会に加わるよう呼び掛けをしてきましたが、実現しなかつたものです。

なお、現在の四市町村による任意合併協議会においては、合意事項の一つとして、今後近隣市町村より参加の申し出があった場合には、四市町村長により協議のうえ意思決定することになっていきます。

○四市町村のメリット・デメリットが不明確である

現在、各市町村が様々に実施している事務事業のすり合わせ協議を行っています。協議の終了した項目から町の皆さんに「広報うすだ」や「任意合併協議会だより」によりお知らせをしています。

従つて、この作業が全部終了しませんが最終的な形となりません。また、これから策定される「新市建設計画」も合わせてご覧いただく必要があります。この計画は、新市の将来ビジ

ョンを策定するものです。

○住民アンケートは、二〇〇〇人では少なかつたのではないのか

当町における合併に関するお知らせは、平成十三年十一月の「広報うすだ」から『市町村合併を考えよう!』というシリーズで掲載してきました。アンケートの実施については、合併問題への行政としての取り組みにあたり、住民意識の方向性等を知るうえで早めに必要との判断から実施しました。

無作為抽出でのアンケートの対象者数については、白田町の有権者数からして当初のアンケートとしては、ほぼ適正数と判断したものです。

○四市町村の合併の是非は、住民投票でやってもらいたい

現在、二六〇〇項目に及ぶ四市町村の「事務事業のすり合わせ」を実施しています。すり合わせの協議内容は「広報うすだ」や「任意合併協議会だより」で住民生活に身近な項目についてはお知らせしていますが、四市

町村の現況分析等の詳細については、役場企画調整課や任意合併協議会で閲覧することができ
ます。

また、今年九月から十月頃に
かけ、残る事務事業の調整案と
新市の建設計画構想を、町の皆
さんにお示ししながら意向確認
を行う予定です。確認の方法に
ついては、どのような形にする
のかこれから決めることとなり
ます。

○職員採用・管理職の手当アッ プは、財政難という中で逆行 ではないか

今の職員の年齢別構成を見る
と「ちょうちん型」で、尻すば
みとなっており、そのような型
で合併を想定した場合、また合
併の有無に関わらず徐々に正常
化しなければなりません。その
ために必要な措置であり、また

採用人員については、平成十四
年度及び平成十五年度の二カ年
で見ると、二カ年における退職
者数よりも採用人数の方が下ま
わっています。

また、管理職の手当アップに
ついては、数年前に引き下げら
れた経過がある中で、現職管理
職の全員に更なる使命感と責任
感を持って仕事にあたってもら
うべく是正したものです。

○新市名 募集もなく既に決ま っているとのことだが

以前、長野新幹線「佐久平駅」
の駅名問題で、関係団体間で大
変もめた経緯がありました。合
併協議が順調に進み、最終的に
残された「新市名」「本庁の所
在地」等の決定をめぐり、合併
関係市町村が紛糾し、それが元
で協議会が解散した例が全国的
にもあります。

当協議会も、このような事態
に陥らないために、早い段階で
合意できる事項は決定し、確認
しておきたいとして取られた措
置です。

「佐久市」とした理由につい
ては、南佐久郡と北佐久郡、佐
久市の合併であり、また『佐久』
は佐久地域の総称でもあり、県
歌「信濃の国」の歌詞にもなっ
ており馴染み深いものと思われ
ます。

この名称は、今後、法定協議
会で決定後、各市町村議会の議
決により正式決定されます。

○飛地の岩水については、どう 考えるか

岩水区が白田町の飛地にあつ
て歴史的にも苦い経験を経て今
日に至っていることは、十分に
認識しています。

理想の合併は、佐久水道の給
水区域の合併により、飛地解消
が計れるとして、町においても
北部三カ町村市町村合併検討会
また議会サイドにおいても北部
三カ町村議会の特別委員会によ
る合併問題懇談会を開催して、
飛地の解消に向けて努力してき
ました。

任意合併協議会の合意事項に

もありますように、今後他市町
村が加わりたいと申し出があつ
た場合は、協議して受け入れる
ことは可能となっていますので、
今後も引き続き佐久町・八千
穂村へ呼び掛けていくこととな
っています。

○議員の任期について

市町村の合併が行われた時、
四市町村は新設合併なので、地
方自治法では原則として合併関
係市町村の議会議員は、すべて
その身分を失うこととされてい
ます。

しかしながら、市町村合併と
いう特殊な事情を勘案すると、
すぐには原則どおりの定数によ
りがない場合があり、このため
激変緩和的な措置として合併特
例法では、合併関係市町村の協

議により
①定数特例
設置選挙時、法定定数の二倍
まで増員できる

②在任特例
合併関係市町村の議会議員は、
合併後二年以内の間在任でき
る

のいずれかを選択できることと
なっています。在任特例を採用
した場合、その期間の最長は二
年以内ということで、自動的に
二年間延長されるものではありません。その期間については、
合併関係市町村の協議により決
定されます。

決定にあたっては、合併関係
市町村において同一内容の議決
が必要です。

なお、合併関係市町村の特別
職は失職し、合併後の新市の首
長は選挙で選出されることとな
ります。

合併問題出前講座

町では、先に市町村合併地区
別懇談会を行いました。更に
合併に関する知りたい点、不明
な点等を住民の皆さんに一人でも
多く知っていただきたいため、
「合併問題出前講座」を行いま
す。開催にあたっては昼夜を問
いません。

希望する団体は、役場企画調
整課までご連絡ください。

連絡先

電話 82-3111
(内線 257、277)

任意合併協議会が開催されました

3月6日に野沢会館で第6回任意合併協議会が開催されました。

前回と同様、任意合併協議会で協議される52項目と、承認される319項目の合計371項目の調整案が協議され、原案どおり承認されました。

なお、承認された主なものは次のとおりです。「協議会だより」にも掲載されていますので、併せてご覧ください。

第6回任意合併協議会承認項目（抜粋）

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
不在者投票	指定投票区制度の採用、新市における不在者投票所の数に問題があります。	合併時、4市町村に各1カ所設け、投票時間は午前8時30分から午後8時までとする。指定投票区制度を設ける。 ※指定投票区制度とは… 不在者投票の投票所を1つの投票区として設置する。したがって、不在者投票を各投票所に振り分けなくて開票する方法。 その他の参考説明 1. 本庁と各支所とがオンライン化されることで、重複投票が避けられます。 2. 市民が市内4カ所のどこの投票所でも投票できるようになります。	
広報紙発行	各市町村の発行日、回数、編集方法に差異があります。 【臼田町の状況】 1.名称 広報うすだ 2.発行回数 年12回 その他必要に応じて号外を発行 3.発行日 毎月15日 4.発行部数 5,800部 5.体裁 A4版縦型、右側2穴 6.印刷 1月号の表紙、裏表紙はカラー、その他は白黒印刷 (但し、場合により変更あり) 7.ページ数 毎月の記事量に応じて4～20ページ 8.配布先 町内各1部 町内小中高等学校、公民館、官公庁、友好都市、広報の交換を希望する市町村、その他町長が必要と認めたもの 9.配布方法 広報落札業者が常会ごとに梱包、各常会長宅へ職員が定期的に配布 10.その他 広報委員会を設置し、委員会において広報掲載計画等について審議	合併時、月2回（1回は御代田町の例によるお知らせ版、編集方法等は佐久市の例による）発行します。	【新市の取り扱い】 1.名称 新市の名称 2.発行回数 月2回 (内1回はお知らせ版) 3.発行日 広報紙の発行は毎月15日（1月は1日と15日） お知らせ版の発行日は、今後決定 4.発行部数 36,000部 5.体裁 A4版縦型、右側2穴 6.印刷 表紙、裏表紙は4色、その他は2又は4色 7.ページ数 記事量に応じて（4～34ページ） 8.配布先 市民（1世帯1部） 市立学校、公民館、官公庁、広報の交換を希望する市町村、その他市長が必要と認めたもの 9.配布方法 仕分け作業… シルバー人材センターに委託、区長経由で各世帯配布 10.その他 広報編集委員会を設置し、委員会において広報掲載計画等について審議

調 整 前		調整案	調整案の詳細		
事業名称	問題点				
障害者等共同作業所運営事業	1.佐久市・臼田町・浅科村が実施しています。 2.佐久市は委託で、臼田町・浅科村は直営で事業を実施しています。	合併時、新市の区域において継続して実施します。	就労が困難な障害者の自立を助長し、生きがいを高め、社会復帰の促進を図ります。 運営方法は、合併時には現状で実施し、合併後に新市において検討し統一します。		
	◎設置の目的…雇用が困難な障害者の助長するとともに、生きがいを高める。				
	◎事業実施箇所の概要				
	施 設 名			定 員	設 置 運 営 主 体
	佐久市共同作業センター			25名	設置団体…佐久市（手をつなぐ親の会） 委託先…手をつなぐ親の会
臼田町共同作業センター	10名以上 20名未満	臼田町			
	浅科村ふれあいホーム	20名	浅科村		
市・町・村道凍結防止剤散布及び除雪	4市町村が同様に実施しているが、除雪マニュアルに差異があります。 【臼田町の状況】 降雪時に町民生活の安全確保を図るため、除雪マニュアルにより除雪を実施する。 除雪路線 ・積雪10cm以上 ・43路線 延長36km ・舗装業者15社に委託し実施	合併後1年以内に、速やかに新市で新たな除雪マニュアルを策定します。	◎制度の目的 市・町・村道の融雪、融氷を実施することにより、市・町・村道の安全走行、生活空間の創出を図ります。 【他市町村の状況】 ○佐久市 1次路線：幹線市道 積雪：10～15cm、わだち深さ5cm以上 2次路線：補助幹線市道 積雪：15cm以上、わだち深さ10cm以上 3次路線：生活道路で緊急体制時の例外道路 積雪：30cm以上、道路除雪対策本部で決定 ○浅科村・御代田町 積雪：10cm以上		
業者選定	4市町村が実施しているが、業者の各付基準と選定基準に差異があります。 【臼田町の状況】 選定委員会は、原則として月に1度開催する。 （設計額300万円以上の建築工事及び設計について）	合併時、業者の格付基準と選定基準を統一します。	建設工事業者の工事種類の格付は、経営事項審査結果通知書の総合評価を基準に行う。 業者選定基準は、業者の地域性に配慮して作成し、全市、北部又は南部、地区を単位とし、設計予定額の区分との組み合わせにより作成する。 ・全市…市内を一つの選定区域とする。 ・北部又は南部…市内を二つの選定区域とし、北部は浅間地区、東地区、浅科地区、御代田地区とし、南部は野沢地区、中込地区、臼田地区 ・地区…市内を浅間地区、東地区、野沢地区、中込地区、臼田地区、浅科地区、御代田地区の7つの地区とする。		